

肝がんや重度肝硬変の 患者さんの支援のため 指定医療機関

になっていただくようお願いします。

④肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業では、
研究（※1）への参加に同意した患者さんが、
指定医療機関（※2）に入院した場合の医療費を助成しています（※3）。

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院患者を対象に、臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制に繋がるガイドラインの作成などを旨す、厚生労働省の研究です。

※2 指定医療機関は、都道府県が指定します。肝がん・重度肝硬変の患者さんに適切に入院医療を行うことができれば、指定医療機関になれます。

※3 高額療養費算定基準額を超えた入院が、過去12月中に既に3月以上となる場合に、4月目以降の入院での基準額と1万円（患者さんの自己負担額）の差額を公費で負担します。

指定医療機関になった場合に行っていただきたいこと

入院記録票の記載

（患者さんの入院のときに行ってください。
最初の入院のときは入院記録票の配布もお願いします。）

患者さんへの制度の案内

（都道府県が作成するリーフレットを活用してください。）

臨床調査個人票の作成

（臨床調査個人票は、診断書に類した内容の書類です。）

公費負担医療の請求 等

厚生労働省ホームページの「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」から、事業の詳細を確認することができます。



指定医療機関になるには、都道府県が指定する申請書にご記入いただき、都道府県の担当課に提出していただく必要があります。詳細は都道府県の担当課にご確認ください。